

## 秋田市農業集落排水処理施設維持管理包括業務委託共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市上下水道局が発注する農業集落排水処理施設維持管理包括業務委託（以下「業務委託」という。）に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(対象業務)

第3条 共同企業体により実施する業務の対象は、維持管理等業務、統括管理業務、緊急対応・小規模修繕業務等とする。

(構成員数)

第4条 共同企業体の構成員数は、2社以上とする。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、次条に定める構成員の要件を満たす者による組合せとする。

(構成員の要件)

第6条 共同企業体の構成員は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に契約を締結することができる営業所等を有していること。

(2) 営業年数が6年以上であること。

2 共同企業体の構成員には、次に掲げる要件を満たす者を1社以上含めなければならない。

(1) 秋田市浄化槽保守点検業で登録があり、浄化槽技術管理者の資格者を有していること。

(2) 秋田市上下水道局が所管する農業集落排水処理施設の維持管理業務実績があること。

(3) 農業集落排水処理施設の設備の修繕、工事等の実績があること。

(4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を有していること。

(代表者要件)

第7条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は構成員のうち

最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第8条 共同企業体は、第6条の要件を満たす者による自主結成とし、共同企業体協定書(様式2)を締結しなければならない。

(資格審査申請等)

第9条 入札に参加しようとする共同企業体は、次に掲げる書類を秋田市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第3号については、共同企業体の構成員ごとの提出とし、秋田市発注以外の業務の場合は契約書の写しを添付するものとする。

(1) 共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)

(2) 共同企業体協定書(様式2)の写し

(3) 業務等実績調書(様式3)

(4) 配置予定技術者調書(様式4)

(5) 誓約書(様式5)

2 管理者は、前項の規定による書類の提出があったときは、速やかに審査し、適格なものを入札参加資格を有する共同企業体として認定するものとする。

(設計書等の閲覧等)

第10条 対象業務の設計書および仕様書等は、入札のお知らせをした日から閲覧および貸出に供するものとする。

(存続期間)

第11条 共同企業体の存続期間は、秋田市上下水道局が契約を締結した共同企業体(以下「契約共同企業体」という。)を除き、本契約が締結された日までとする。

2 契約共同企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後3月を経過した日までとする。ただし、引き渡された業務目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、本契約期間満了後であっても業務委託契約書に基づいて、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。

(共同企業体編成表)

第12条 契約共同企業体は、契約を締結したとき又は構成員の変更があつ

たときは、速やかに共同企業体編成表（様式6）を提出しなければならない。

（構成員の変更）

第13条 契約共同企業体は、その構成員を変更しようとするときは、あらかじめ管理者に共同企業体構成員の脱退（除名）および加入について（申請）（様式7）を提出し、その承諾を得なければならない。

2 管理者は、承諾するときは共同企業体構成員の脱退（除名）および加入について（承諾）（様式8）により通知するものとする。

3 代表者の変更は、原則として認めない。

#### 附 則

この要綱は、令和7年12月26日から施行する。